

陸上自衛隊における診療等の実施に関する達

昭和44年12月23日
陸上自衛隊達第92—12号

改正	昭和47年5月23日達第92—12—1号	昭和48年4月11日達第92—12—2
	昭和48年12月19日達第92—12—3号	昭和49年5月7日達第96—13—3号
	昭和51年7月29日達第92—12—4号	昭和52年5月12日達第92—6—2号
	昭和52年12月27日達第92—12—5号	昭和53年1月13日達第122—108号
	昭和54年9月22日達第92—12—6号	昭和56年2月28日達第92—12—7号
	昭和57年3月19日達第92—12—8号	昭和57年4月30日達第122—119号
	昭和57年11月19日達第92—12—9号	昭和63年4月8日達第122—126号
	昭和63年6月10日達第92—12—10号	平成元年2月10日達第122—127号
	平成5年12月20日達第92—12—11号	平成6年11月14日達第92—12—12号
	平成8年9月27日達第92—12—13号	平成9年9月29日達第92—12—14号
	平成10年3月25日達第122—143号	平成11年12月22日達第92—12—15号
	平成13年5月16日達第92—12—16号	平成14年6月11日達第92—12—17号
	平成16年1月27日達第92—12—18号	平成18年3月29日達第92—12—19号
	平成19年1月9日達第122—215号	平成19年12月7日達第92—12—20号
	平成20年3月10日達第92—12—21号	平成20年7月23日達第122—228号
	平成20年11月21日達第92—12—22号	平成21年2月3日達第122—230号
	平成23年4月1日達第32—19号	平成25年4月1日達第92—12—23号
	平成25年7月31日達第92—12—24号	平成26年3月10日達第92—12—25号
	平成27年3月27日達第92—12—26号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和3年3月15日達第122—315号	

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第10条の規定に基づき、陸上自衛隊の病院等における診療等の実施に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 山田 正雄

陸上自衛隊における診療等の実施に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 医務室における診療（第5条—第7条）
- 第3章 病院における診療（第8条—第16条）
- 第4章 削除
- 第5章 医療法等に基づく手続（第19条—第23条）

第6章 報告及び様式等（第24条—第28条）

附則

別紙

- 第1 部外者診療承認申請書
- 第2 病院等で使用する診療に関する諸記録の保存期間
- 第3—第8 削除
- 第9 組合員等病院診療実績報告（年度第 四半期分）
- 第10 組合員等医務室診療実績報告（年度第 四半期分）
- 第11 予防接種実績報告（年度第 四半期分）
- 第12 入院患者月報（年 月分）
- 第13 外来患者月報（年 月分）
- 第14 病床種別・日別病床利用率（年 月分）
- 第15 部外者診療報告（年度第 四半期分）
- 第16 予防接種記録

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び医務室における診療の実施並びに医療法（昭和23年法律第205号）等に基づく手続に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「病院等」とは、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び医務室をいう。
- (2) 「病院長等」とは、病院長及び第3条に規定する管理者をいう。
- (3) 「医官」又は「歯科医官」とは、医師又は歯科医師である隊員をいう。
- (4) 「医官等」とは、医官又は歯科医官をいう。

（医務室の管理者）

第3条 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第3条第2項に規定する医務室の管理者は、医業を主とする医務室にあつては、当該医務室に勤務する前任医官とし、また歯科医業を主とする医務室にあつては、当該医務室に勤務する前任歯科医官とする。

（安全管理）

第4条 病院長等は、天災、火災時に対処するため入院又は入院患者等の避難及び救護について必要な事項を定め、計画的に訓練を実施しなければならない。

第2章 医務室における診療

（隊員以外の者で診療の対象とすることのできる者）

第5条 訓令第4条第5項の規定に基づき、隊員以外の者で医務室において診療を行うことのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 隊員の被扶養者
- (2) 防衛省共済組合の職員及びその被扶養者
- (3) 医官等が臨床研究のために特に必要であると認める者
(特に通知を要する者)

第6条 医官等は、診療の結果又は診療中、隊員である患者が次の各号の一に該当し、必要があるときは、意見を付して当該患者の所属する部隊等の長に通知するものとする。

- (1) けんか、泥酔又は著しい不行跡により負傷し、又は疾病にかかったと認められる場合
- (2) 正当な理由なく診断に関する指示に従わない場合
- (3) 故意に身体を損傷し、又は疾病を装っていると認められる場合
(危篤等の場合の処置)

第7条 医官等は、患者の病状が悪化し、又は危篤に陥り若しくは死亡した場合には、第15条に準じて処置するものとする。

第3章 病院における診療

(部外者診療の申請)

第8条 病院長は、診療の申出者が防衛大臣の承認を要する者であるときは、申出者からあらかじめ、緊急を要する場合にあっては事後に、部外者診療承認申請書(別紙第1)2部の提出を求め順序を経て防衛大臣に申請するものとする。

(入院患者の診療)

第9条 診療医官及び診療歯科医官は、必要に応じ他の診療科の医官等と協議して入院患者の診療を実施するものとする。

(病床の使用)

第10条 病院長は、医官を指名して病床の使用につき必要な統制を行わせるものとする。

(患者食)

第11条 患者食は、一般食及び特別食に区分し、診療、治療の目的に添うよう医官等の食事箋に基づいて給与するものとする。

(看護業務)

第12条 看護に当たる者が、療養の世話をを行う場合にあっては医官等の指導の下に実施するものとし、診療の補助をなす場合は、医官等の指示に基づき実施するものとする。

(移送区分の表示)

第13条 患者の移送区分は、独歩、護送又は担送とし、それぞれ病床に表示するものとする。

(付添い)

第14条 病院長は、患者の病状等により特に必要と認めるときは、家族等の付添いを認めることができる。

(危篤等の場合の処置)

第15条 病院長は、患者の病状が悪化し、又は危篤に陥り若しくは患者が死亡したときは、所属部隊等の長及び留守担当者等に対して、次の各号に掲げる区分に従い、速やかに通知するものとする。

- (1) 第1報 病状が悪化し危篤に陥るおそれがある場合
- (2) 第2報 危篤に陥った場合
- (3) 第3報 死亡の場合

2 第1報又は第2報を発した後、病状が軽快したときは、前項に準じ速やかにその旨を通知するものとする。

(転送の場合の通知)

第16条 病院長は、入院患者を自衛隊の他の病院又は部外医療機関へ転送したときは、当該患者の所属する部隊等の長へ通知するものとする。

第4章 削除

第17条及び第18条 削除

第5章 医療法等に基づく手続

(医療法等に基づく申請)

第19条 病院長等は、訓令第9条第1項の規定に基づき、医療法等により手続をする場合には、順序を経て陸上幕僚長に申請するものとする。

2 前項の申請における様式は、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長の示す様式とし、申請部数は4部とする。また、図面を要するものは原則として縮尺1/200以上の図面を添付するものとする。

第20条 削除

(統計法等に基づく調査等の写しの提出)

第21条 病院長等は、医療施設静態調査票(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の規定に基づく基幹統計調査)を所轄保健所長に提出したときは、その写しを翌年1月末日までに順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

2 病院長等は、医療法第30条の12の規定に基づく病床機能報告を所在地の都道府県知事に報告したときは、病院においては順序を経て陸上幕僚長に、医務室においては方面総監にその写しを12月末日までに提出するものとする。

(診療に関する諸記録の保存期間)

第22条 病院等において使用する診療に関する諸記録の保存期間は、別紙第2のとおりとする。ただし、病院長等が特に必要と認めるものについては、保存期間を延長することができる。

(診療評価)

第23条 病院長等は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）により、別に示す診療評価カードを作成し、診療に関する評価を行うものとする。ただし、医務室（収容施設を有する医務室に限る。）の入室料については、点数表の入院基本料の有床診療所入院基本料5により算定する。

2 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定を受けている病院（以下「保険医療機関」という。）以外の病院等にあつては、点数表において地方厚生局長等に届け出たものとみなして算定又は加算することとされているものについては、届出の条件が満たされていると認められる場合に限り、地方社会保険事務局長に届け出たものとみなして算定又は加算する。

（入院時食事料）

第23条の2 病院等における入院時食事料（入院時食事療養費に係る食事療養の費用をいう。）の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「食事料算定基準」という。）により行うものとする。

2 保険医療機関以外の病院等にあつては、食事料算定基準において厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ることとされているものについては、その基準に適合していると認められる場合に限り、地方厚生局長等に届け出たものとみなして算定する。

第6章 報告及び様式等

（診療実績報告及び予防接種実績報告）

第24条 病院長等は、組合員等病院診療実績報告（別紙第9）又は組合員等医務室診療実績報告（別紙第10）及び医療費支弁によるものについては予防接種実績報告（別紙第11）を作成し、当該四半期経過後25日以内に順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。（衛定第14号）（衛定第9号）（衛定第26号）

（患者月報）

第25条 病院長は、毎月、入院患者月報（別紙第12）、外来患者月報（別紙第13）及び病床種別・日別病床利用率（別紙第14）を作成し、翌月20日までに順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。（衛定第11号）

（部外者診療報告）

第26条 病院長（保険医療機関の長を除く。）は、訓令第4条第1項第6号の規定により部外者の診療を行った場合には、四半期ごとに取りまとめ、当該四半期の終了後12日以内に部外者診療報告（別紙第15）2部を順序を経て防衛大臣に報告するものとする。（衛定第25号）

（予防接種に係る様式等）

第27条 予防接種に必要な記録として、被接種法ごとに予防接種記録（別紙第16）を作成し、被接種法後5年間保存するものとする。

2 予防接種に係る様式等については、この達に定めるもののほか陸上自衛隊予防接種等実施規則（陸上自衛隊達第92—6号）に定めるところによる。

（委任規定）

第28条 この規則に定めるもののほか、病院等の診療等に関して必要な細部事項は、方面総監及び病院長が定める。

附 則

1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この達により改正された諸様式に係る従前の保有用紙類は、当分の間所要の修正をしたうえ使用するものとする。

3 自衛隊病院における部隊職員等診療実施規則（陸上自衛隊達第92—4号）、陸上自衛隊病院運営規則（陸上自衛隊達第92—9号）、医務室診療実施規則（陸上自衛隊達第92—5号）及び駐屯地医務室における事務官等診療実施規則（陸上自衛隊達第92—5号）は廃止する。

附 則（昭和47年5月23日陸上自衛隊達第92—12—1号）

この達は、昭和47年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年4月11日陸上自衛隊達第92—12—2号）

この達は、昭和48年4月11日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、昭和48年3月31日以前に行なわれた診療に要した経費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年12月19日陸上自衛隊達第92—12—3号）

この達は、昭和48年12月19日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年5月7日陸上自衛隊達第96—13—3号）

この達は、昭和49年5月7日から施行する。

附 則（昭和51年7月29日陸上自衛隊達第92—12—4号）

この達は、昭和51年7月29日から施行し、昭和51年6月23日から適用する。

附 則（昭和52年5月12日陸上自衛隊達第92—6—2号抄）

1 この達は、昭和52年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年12月27日陸上自衛隊達第92—12—5号）

この達は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年9月22日陸上自衛隊達第92—12—6号）

1 この達は、昭和55年1月1日から施行する。

2 この達により改正された様式に係る従前の保有用紙は、当分の間所要の修正をした上使用するものとする。

附 則（昭和56年2月28日陸上自衛隊達第92—12—7号）

この達は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日陸上自衛隊達第92—12—8号）

この達は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 57 年 11 月 19 日陸上自衛隊達第 92—12—9 号）

この達は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 6 月 10 日陸上自衛隊達第 92—12—10 号）

この達は、昭和 63 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 5 年 12 月 20 日陸上自衛隊達第 92—12—11 号）

この達は、平成 5 年 12 月 20 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。ただし、別紙の改正規定は、別紙第 8 を除き、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 11 月 14 日陸上自衛隊達第 92—12—12 号）

この達は、平成 6 年 11 月 14 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 9 月 27 日陸上自衛隊達第 92—12—13 号）

この達は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 29 日陸上自衛隊達第 92—12—14 号）

この達は、平成 9 年 9 月 29 日から施行し、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—143 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日陸上自衛隊達第 92—12—15 号）

この達は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 16 日陸上自衛隊達第 92—12—16 号）

この達は、平成 13 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 6 月 11 日陸上自衛隊達第 92—12—17 号）

この達は、平成 14 年 6 月 11 日から施行し、同年 3 月 27 日から適用する。

附 則（平成 16 年 1 月 27 日陸上自衛隊達第 92—12—18 号）

- 1 この達は、平成 16 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 92—12—19 号）

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 7 日陸上自衛隊達第 92—12—20 号）

この達は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 92—12—21 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 21 日陸上自衛隊達第 92—12—22 号）

この達は、平成 20 年 11 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 92—12—23 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 92—12—24 号）

この達は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 92—12—25 号）

この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 92—12—26 号）

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別紙第1 (第8条関係)

防衛大臣 殿
(陸上幕僚長経由)

発簡番号 第 号
発簡年月日 . .

病院長

部外者診療承認申請書

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令(昭和42年防衛庁訓令第33号)第4条第1項第6号に規定する者として診療の承認を申請する。

記

診申 込 療者	住 所		電 話 番 号	
	勤 務 先			
	氏 名		診療を受ける 者との関係	
診 療 を 受 け る 者	住 所			
	勤 務 先			
	氏 名		国 籍	
	生年月日 年齢・性別	. . (歳) 男・女		
	症 状			
診 と す る 必 理 由				
承 認	年 月 日	. .	番 号	
摘 要				

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 診療申込者欄は、診療を受けようとする者が未成年者・精神障害者等の場合にその親権者、保護義務者等が申込者となる時記入のこと。
- 2 国籍欄は、診療を受けようとする者が外国籍を有する場合にのみ記入する。

別紙第2（第22条関係）

病院等で使用する診療に関する諸記録の保存期間

番号	諸 記 録	保 存 期 間
1	診療録（訓令で定めるもの）	10年
2	各種所見記録	10年
3	診断書	10年
4	死亡診断書・死体検案書	10年
5	エックス線写真	10年
6	エックス線照射記録	5年
7	診療評価カード	3年
8	処方箋	3年

- 備考：1 上記の規定にかかわらず、医務室においては、番号1から番号5の諸記録は5年とする。
- 2 保存期間は、当該記録等に記載された最終月の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。

別紙第3から別紙第8まで 削除

殿

発簡番号 第 号

発簡年月日 . .

発簡者名

組合員等病院診療実績報告 (年度第 四半期分)

(衛定第14号)

種別	区分 入院 外来	患者 数	延患者 数	請求点数		請求金額		食療養費	備考
				初診料	その他	初診料	その他		
組合員	入院								
	外来								
被扶養者	入院			初診料		初診料			
				その他		その他			
	外来			初診料		初診料			
				その他		その他			
その他	入院								
	外来								
文書料	入院								
	外来								
計	入院								
	外来								

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 請求点数欄は、療養の給付に要した全点数を記入する。
 2 請求金額欄は、患者、防衛省共済組合に請求した全金額を記入する。
 3 食事療養費（入院時食事療養費と患者が負担する標準負担額の合計）欄は、請求金額の内数を記入する。

別紙第10 (第24条関係)

殿

発簡番号 第 号

発簡年月日 . .

発簡者名

組合員等医務室診療実績報告 (年度第 四半期分)

(衛定第9号)

区分 種別	患者 数	延患者 数	請求点数		請求金額		食 事 療 養 費	備 考
			初 診 料	そ の 他	初 診 料	そ の 他		
組合員								
被扶養者			初 診 料		初 診 料			
			そ の 他		そ の 他			
そ の 他								
文書料等								
計								

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 請求点数欄は、療養の給付に要した全点数を記入する。
- 2 請求金額欄は、患者、防衛省共済組合等に請求した全金額を記入する。
- 3 食事療養費（入院時食事療養費と患者が負担する標準負担額の合計）欄は、請求金額の内数を記入する。

殿

発簡番号 第 号

発簡年月日 . .

発簡者名

予防接種実績報告 (年度第 四半期分)

(衛定第26号)

予種 防 接名	区 分	件数	点 数			薬 品 消費額 (円)	摘 要
			診 察 料	注 射 料	計		
	陸上自衛官 海上自衛官 航空自衛官 学 生 継 続 組 合 被 扶 養 者 そ の 他						
	計						
	陸上自衛官 海上自衛官						
	計						
	陸上自衛官 海上自衛官 航空自衛官 学 生 継 続 組 合 被 扶 養 者 そ の 他						
	計						
総	計						

寸法：日本産業規格A4

備考：「薬品消費額」とは、予防接種ワクチンの経費をいい、注射器・注射針・アルコール綿等間接材料費を含まないものとする。

殿

発簡番号 第 号

入院患者月報 (年 月分) 発簡年月日 . .

(衛定第11号) 発簡者名

項目				入 院			退 院			月末 在院患者数	本月中 入院患者延数	累 計				
				入院患者数		院内 転入患者数	退院患者数		院内 転出患者数			新入院 患者数	退院 患者数	入院 患者延数		
				繰越	新入院		総数	死亡							その他	総数
費 目	自 衛 官	陸 上 職	在	陸幕等												
				北 部												
				東 北												
				東 部												
				中 部												
				西 部												
				予備自衛官 等												
			小 計													
		繼 療														
		海 上	在 職													
	繼 療															
		航 空	在 職													
	繼 療															
		計														
別	防衛(医)大学生															
	共 済 組 合	組 合 員														
		被 扶 養 者														
	そ の 他															
合 計																
病 床 種 別	一 般 病 床															
	精 神 病 床															
	感 染 症 病 床															
	結 核 床	呼 吸 器 系														
		そ の 他														
合 計																

記入要領

1 集計の対象

集計開始日の0時から、締切日の24時までに入院（退院）で受け付けた患者を対象とする。

2 費目別

- (1) 「在職」欄には、自衛官の計を、「予備自衛官等」欄には、訓練招集に応じている予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集に応じている予備自衛官補の計を記入する。
- (2) 「継療」欄には、継続療養者（自衛官等）を記入する。
- (3) 「陸幕等」とは、陸上幕僚監部、市谷駐屯地に所在する部隊及び自衛隊中央病院をいう。
- (4) 「組合員」欄には、防衛省の事務官、技官、教官（特別職を含む。）及び共済組合専従職員並びにそれらの任意継続組合員（自衛官等、事務官等）、継続療養者（事務官等）を記入する。
- (5) 「被扶養者」欄には、防衛省の隊員、共済組合専従職員及びそれらの任意継続組合員の被扶養者を記入する。
- (6) 「その他」欄には、公務災害認定者（自衛官等、事務官等、共済組合専従職員）、第三者行為による傷害等で自衛官診療証、共済組合員証を使用しない者及び部外者を記入する。

3 病床種別

- (1) 該当病床の利用患者数を上段に記入する。
- (2) 自衛官を下段に再掲する。

4 科目別

- (1) 開設している診療科別の患者数を上段に記入する。
なお、同一患者が、2以上の診療科にわたって診療を受けた場合は、主たる診療科を記入する。
- (2) 自衛官を下段に再掲する。

5 表頭事項

- (1) 「新入院」には、新たに入院した患者数を記入する。
- (2) 「院内転入」及び「院内転出」とは、費目別、病床種別、科目別のそれぞれのうちで変更が生じた場合をいい、例えば費目別においては、在職から継療へ、組合員から被扶養者へ、病床種別においては、一般病床から精神病床へ、科目別においては、内科から外科へ移動した患者数を記入する。
- (3) 「死亡」には、院内及び外出等において死亡した患者数を記入する。
- (4) 「その他」には、死亡以外（治癒・転院・強制退院等）により退院した患者数を記入する。
- (5) 「月末在員患者数」には、「入院」の総数に院内転入患者数を加えた数から「退院」の総数に院内転出患者数を加えた数を差し引いた数を記入する。なお、翌月にはこの数を「繰越」として記入する。
- (6) 「入院患者延数」には、毎日の24時現在の在院患者数に退院患者数（死亡を含む。）を加えた数を記入する。ただし、同一人が退院し、その日のうちに入院した場合を除く。
- (7) 「累計」には4月から算定した累計を、それぞれの欄に記入する。

殿 発簡番号 第 号
 外来患者月報 (年 月分) 発簡年月日 . .
 (衛定第11号) 発簡者名

区分 科目別	初 診 患 者 数										累 計	実 診療 日数	
	自 衛 官						防 衛 (医) 大 学 生	共 済 組 合		そ の 他			合 計
	陸 上		海 上		航 空			組 合 員	被 扶 養 者				
	在 職	継 療	在 職	継 療	在 職	継 療							
内 科													
精 神 科													
神 経 科													
呼 吸 器 科													
小 児 科													
外 科													
整 形 外 科													
脳神経外科													
皮 膚 科													
泌 尿 器 科													
産 婦 人 科													
眼 科													
耳 鼻 咽 喉 科													
リハビリテ ーション科													
放 射 線 科													
麻 酔 科													
歯 科													
合 計													

区分 科目別	患者延数										累計	救急患者数	
	自衛官						防衛(医)大学生	共済組合		その他			合計
	陸上		海上		航空			組合員	被扶養者				
	在職	継続療	在職	継続療	在職	継続療							
内科													
精神科													
神経科													
呼吸器科													
小児科													
外科													
整形外科													
脳神経外科													
皮膚科													
泌尿器科													
産婦人科													
眼科													
耳鼻咽喉科													
リハビリテーション科													
放射線科													
麻酔科													
歯科													
合計													

(報告部隊等名)

寸法：日本産業規格A4

記入要領

1 集計の対象

集計開始日の0時から締切日の24時まで以外来で受け付けた患者を対象とする。

2 開設している診療科別の患者数を上段に記入する。なお、同一患者が2以上の診療科で受診した場合は、それぞれの科で外来患者として取り扱う。また、入院患者が入院の原因となった傷病以外の傷病について他の診療科で受診した場合は、その診療を行った科の外来患者として下段に再掲する。

3 急患等で即時病棟に収容した患者については、まず外来扱いとし、入院決定後において、入院患者とする。

4 表頭事項

(1) 「初診患者数」には、新たに外来患者（初診）として受け付けた患者数を記入する。

(2) 「患者延数」には、毎日の外来患者を初診、再来の別なく合計した数を記入する。

(3) 「累計」には4月分から算定した累計を記入する。

(4) 「救急患者数」には、診療時間外の診療対象者を、延数で上段に再掲する。なお、自衛官を下段に再掲する。

(5) 「実診療日数」には、当該診療科において、開診した日数を記入する。

5 予防接種実績報告（衛定第26号）に該当するものは、記入しない。

殿

病床種別・日別病床利用率（ 年 月分）
（衛定第11号）

別紙第14（第25条関係）
発簡番号第 号
発簡年月日 . .
発簡者名

病床種別	病床数	区 分	日															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
一般病床		入院患者延数																
		病床利用率																
精神病床		入院患者延数																
		病床利用率																
感染症病床		入院患者延数																
		病床利用率																
結核病床		入院患者延数																
		病床利用率																
合 計		入院患者延数																
		病床利用率																

病床種別	区 分	日																
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
一 般 病 床		入院患者延数																
		病床利用率																
精 神 病 床		入院患者延数																
		病床利用率																
感 染 症 病 床		入院患者延数																
		病床利用率																
結 核 病 床		入院患者延数																
		病床利用率																
合 計		入院患者延数																
		病床利用率																

寸法：日本産業規格A4

記入要領

1 集計の対象

集計開始日の0時から、締切日の24時まで入院（退院）で受け付けた患者を対象とする。

2 病床種別

「入院患者延数」には、毎日の24時現在の在院患者数に退院患者数（死亡を含む。）を加えた数を記入する。ただし、同一人が退院し、その日のうちに入院した場合を除く。

別紙第15 (第26条関係)

防衛大臣 殿
(陸上幕僚長経由)

発簡番号 第 号
発簡年月日 . .
病院長

部外者診療報告 (年度第 四半期分)
(衛定第25号)

診療を受けた者の氏名	生年月日	性別	職業	国籍	診療を認められた根拠	外来		入院			転帰区分	備考
						初診年月日	終了年月日	初診年月日	入院年月日	退院年月日		
	. .	男女					

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 国籍欄は診療を受けようとする者が外国籍を有する場合のみ記入する。
2 診療を認めた根拠欄は、防衛大臣承認手続を省略した場合には防衛大臣通達（43. 3. 1防衛生第503号）第1項の各号のいずれによったかを、防衛大臣承認手続を得た場合には文書の発簡番号及び発簡年月日を記入のこと。
3 入院欄の「初診年月日」には外来欄の「初診年月日」を記入のこと。
4 この報告は、診療を受けた者が当該病院において診療が終わるまで報告すること。

(表 面)

予 防 接 種 記 録

受付番号

(ふりがな) 氏 名		男 女	年 月 日生 (歳)		初診 年 月 日					
住所又は所属										
既往の 最終 予防 接種	3種混合	年	月	日	回目	日本脳炎	年	月	日	回目
	2種混合	年	月	日	回目	麻疹	年	月	日	回目
	ジフテリア	年	月	日	回目	B. C. G	年	月	日	
	ポリオ	年	月	日	回目	流行性耳下腺炎	年	月	日	
	破傷風	年	月	日	回目	風 疹	年	月	日	
(症 反 応 状)	ワクチンの種類 症 状						担 当 医	料 金		
	32ジ 種種 混混 合合 テテ リア ア	(1)	年	月	日	ml				
(2)		年	月	日	ml					
(3)		年	月	日	ml					
(4)		年	月	日	ml					
(5)		年	月	日	ml					
破 傷 風	(1)	年	月	日	ml					
	(2)	年	月	日	ml					
	(3)	年	月	日	ml					
日 本 脳 炎	(1)	年	月	日	ml					
	(2)	年	月	日	ml					
	(3)	年	月	日	ml					
	(4)	年	月	日	ml					
(F L 疹 法)		年	月	日	ml					

寸法：日本産業規格A4